

医療法人葵 深谷中央病院 通所リハビリテーションセンターの概要

1 事業所の名称及び所在地

- 名称 医療法人葵 深谷中央病院 通所リハビリテーションセンター
- 所在地 〒366-0035 埼玉県深谷市原郷500番地
- 電話番号 048-571-8032
- 事業者番号 1114602033
- サービス種別 (介護予防) 通所リハビリテーション

2 営業日

- 営業日 月曜日から土曜日
- 休日 日曜日、国民の休日、8月13日～15日、12月30日～1月3日

3 営業時間・サービス提供時間・利用定員

- 営業時間 午前8時00分～午後4時30分

	サービス提供時間	利用定員
1単位目	午前 8時30分～午前10時00分	20名
2単位目	午前10時30分～午前12時00分	20名
3単位目	午後 2時30分～午後 4時00分	20名

4 通常の事業の実施地域

- 深谷市（荒川、今泉、後榛沢、江原、小前田、川本明戸、櫛挽、杓掛、白草台、西田、畠山、針ヶ谷、榛沢、榛沢新田、本郷、本田、緑台、山崎を除く）
- 熊谷市（市ノ坪、籠原南、下増田、拾六間、玉井、新堀、新堀新田、西別府、原井、東別府、別府、美土里町に限る）

※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

5 従業員の職種、員数及び職務内容

- 管理者 医師1人（常勤）：新井家光

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。また医師は、通所リハビリテーションの提供に当たって、従業者へ指示を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行います。

- 従業者 理学療法士2人以上（常勤職員2人以上） サービス提供責任者：白石一平

理学療法士は、医師の診療に基づいて通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供します。

6 利用料・その他の費用について

(介護予防) 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

●通所リハビリテーション<通常規模の事業所（病院・診療所）>【1時間以上2時間未満】

要介護	単位	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	366単位	373円/日	745円/日	1,117円/日
要介護2	395単位	402円/日	804円/日	1,206円/日
要介護3	426単位	434円/日	867円/日	1,300円/日
要介護4	455単位	463円/日	926円/日	1,389円/日
要介護5	487単位	496円/日	991円/日	1,486円/日
加算	単位	1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士等体制強化加算	30単位	31円/日	61円/日	92円/日

●介護予防通所リハビリテーション<病院又は診療所>

要支援	単位	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,053単位	2,088円/月	4,176円/月	6,264円/月
要支援2	3,999単位	4,067円/月	8,134円/月	12,201円/月
加算	単位	1割負担	2割負担	3割負担
運動器機能向上加算	225単位	229円/月	458円/月	687円/月

●交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料

●その他の費用

特になし（必要に応じて実費）

7 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う（介護予防）通所リハビリテーションを提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、交通費は、次の額を徴収します。

●事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり150円

8 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 衛生管理等

- 1 事業者は、利用者の使用する施設、その他の設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- 2 事業者において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講じます。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業者において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 1 身体の拘束等

事業者及び従業者は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業者の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

1 2 虐待の防止等

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

1 3 非常災害対策

事業者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者を設置します。
- (2) 火元責任者には、従業者を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、従業者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や水害等が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火訓練、消防訓練を実施します。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）	・・・・・・・・	年2回以上
② 総合避難訓練	・・・・・・・・	年1回以上
③ 非常災害用設備の使用法の徹底	・・・・・・・・	随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

- (7) 事業者は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 4 業務継続計画の策定等

1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業

務継続計画」といいます)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 サービス内容に関する相談・苦情窓口について

●事業所苦情・相談窓口（担当：サービス提供責任者）

電話番号 048-571-8032

受付時間 月曜日～土曜日（午前8時30分～午後4時00分）

●その他の苦情・相談窓口

深谷市 長寿福祉課 048-574-8544（直通）

熊谷市 長寿いきがい課 048-524-1402（直通）

大里広域市町村圏組合 介護保険課 048-501-1330（代表）

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話 048-824-2568

受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土日祝日を除く）